

議案第101号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例  
大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(削る)	<p><u>（個人番号カードへの印鑑登録情報の搭載）</u> 第7条の2 <u>市長は、申請により、前条に規定する印鑑登録証のほかに登録申請者が取得した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定するカードをいう。以下「個人番号カード」という。）に第5条に規定する印鑑登録情報を搭載することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により印鑑登録情報を搭載した個人番号カード（以下「印鑑登録情報搭載個人番号カード」という。）を、印鑑登録証とみなし、番号法に特別の定めのある場合を除き、その交付手続及び利用方法については、この条例の規定を</u></p>

(削る)

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証\_\_\_\_\_を添え、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑の登録を受けている者が申請するときは、印鑑登録証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証又は\_\_\_\_\_個人番号カードを返付しなければならない。

3・4 (略)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動

適用する。

（個人番号カードに搭載した印鑑登録情報の有効期限）

第7条の3 個人番号カードに搭載した印鑑登録情報の有効期限は、個人番号カードの有効期限と同一とする。

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証又は印鑑登録情報搭載個人番号カードを添え、市長に申請しなければならない。\_\_\_\_\_

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証又は印鑑登録情報搭載個人番号カードを返付しなければならない。

3・4 (略)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録証の交付を受けている者は、個人番号カード\_\_\_\_\_

端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用し\_\_\_\_\_、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

（削る）

\_\_\_\_\_を利用し暗証番号を入力することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

2 前項の場合において入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして、設定された番号とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、令和5年12月20日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大田原市印鑑条例第7条の2の規定による個人番号カードに搭載した印鑑登録情報の有効期限は、当該個人番号カードの有効期限と同一とする。